

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

資料No.1	令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・ デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金専門部会 委員名簿……………	1
資料No.2	都道府県別特定最低賃金額（電気機械器具製造業関係）……………	3
資料No.3	令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業）	5
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業：労働者側） 【令和3年8月17日：第2回運営小委員会資料】	9
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業：使用者側） 【令和3年8月17日：第2回運営小委員会資料】	11
資料No.5	令和3年 福岡県賃金実態調査結果…………… （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業輸送用機械器具製造業）	13

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	◎ ^{とみやま あつし} 富山 敦	弁護士
	○ ^{ひらい さわこ} 平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	^{みやぎ ひさゆき} 宮崎 久幸	公認会計士
労働者代表委員	^{おきなか さとし} 沖中 聡志	パナソニック アプライアンス労働組合 福岡・佐賀地区支部 執行委員長
	^{おだ すくる} 小田 卓	西部電機労働組合 執行委員長
	^{くぼ たかし} 久保 隆志	電機連合福岡地方協議会 事務局長
使用者代表委員	^{おがた せいごう} 緒方 正剛	株式会社キューヘン 総務部長
	^{たかまつ ゆうた} 高松 雄太	株式会社安川電機 人事労務本部 人事労務改革部長
	^{よしおか ひでき} 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である



Faint, illegible text lines at the top of the page, possibly a header or title.

A large, faint grid or table structure occupying the central portion of the page. The grid lines are very light, and any text within the cells is illegible.



令和2年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(電気機械)

資料番号
No.2

(令和2年度最賃額順)

加重平均額:894円(※)

番号	都道府県名	最低賃金の名称	R1年度最賃額	R2年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R2	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	大阪(A)	電気機械器具製造業等	965	966	1	0.10%	0	964		2	100.2%	34,140
2	埼玉(A)	電気機械器具製造業等	951	954	3	0.32%	2	928		26	102.8%	34,130
3	千葉(A)	電気機械器具製造業等	951	954	3	0.32%	2	925		29	103.1%	13,820
4	京都(B)	電気機械器具製造業等	936	936	● 0	● 0.00%	0	909		27	103.0%	26,490
5	福岡(C)	電気機械器具製造業等	926	927	1	0.11%	1	842		85	110.1%	20,620
6	静岡(B)	電気機械器具製造業等	919	920	1	0.11%	0	885		35	104.0%	42,260
7	滋賀(B)	電気機械・精密	914	917	3	0.33%	2	868		49	105.6%	28,020
8	山梨(C)	電気機械器具製造業等	913	914	1	0.11%	1	838		76	109.1%	13,830
9	栃木(B)	電気機械器具製造業等	910	913	3	0.33%	1	854		59	106.9%	16,640
10	新潟(C)	電気機械器具製造業等	908	910	2	0.22%	1	831		79	109.5%	19,870
11	群馬(C)	電気機械器具製造業等	908	910	2	0.22%	2	837		73	108.7%	19,210
12	三重(B)	電気機械器具製造業等	905	906	1	0.11%	1	874		32	103.7%	28,460
13	茨城(B)	電気機械・精密	901	904	3	0.33%	2	851		53	106.2%	36,570
14	兵庫(B)	電気機械器具製造業等	900	902	2	0.22%	1	900		2	100.2%	37,020
15	愛知(A)	電気機械器具製造業等	901	901			1	927	○			
16	広島(B)	電気機械器具製造業等	895	897	2	0.22%	0	871		26	103.0%	15,760
17	北海道(C)	電気機械器具製造業等	894	895	1	0.11%	0	861		34	103.9%	6,720
18	愛媛(D)	電気機械器具製造業等	892	895	3	0.34%	3	793		102	112.9%	4,060
19	長野(B)	電気機械・精密	892	894	2	0.22%	1	849		45	105.3%	56,700
20	山口(C)	電気機械器具製造業等	892	893	1	0.11%	0	829		64	107.7%	3,540
21	神奈川(A)	電気機械器具製造業等	890	890			1	1012	○			
22	徳島(C)	電気機械器具製造業等	885	888	3	0.34%	3	796		92	111.6%	9,460
23	岐阜(C)	電気機械器具製造業等	886	887	1	0.11%	1	852		35	104.1%	13,560
24	香川(C)	電気機械器具製造業等	883	886	3	0.34%	2	820		66	108.0%	5,140
25	奈良(C)	電気機械器具製造業等	882	883	1	0.11%	1	838		45	105.4%	1,120
26	岡山(C)	電気機械器具製造業等	878	878	★ 0	★ 0.00%	1	834				
27	石川(C)	電気機械器具製造業等	868	870	2	0.23%	1	833		37	104.4%	11,110
28	宮城(C)	電気機械器具製造業等	862	864	2	0.23%	1	825		39	104.7%	15,620
29	福井(C)	電気機械器具製造業等	857	857	★ 0	★ 0.00%	1	830				
30	富山(B)	電気機械器具製造業等	849	851	2	0.24%	1	849		2	100.2%	12,350
31	山形(D)	電気機械器具製造業等	843	846	3	0.36%	3	793		53	106.7%	16,220
32	佐賀(D)	電気機械器具製造業等	836	839	3	0.36%	2	792		47	105.9%	7,000
33	長崎(D)	電気機械器具製造業等	833	837	◎ 4	◎ 0.48%	3	793		44	105.5%	6,720
34	秋田(D)	電気機械器具製造業等	833	836	3	0.36%	2	792		44	105.6%	7,360
35	熊本(D)	電気機械器具製造業等	832	836	◎ 4	◎ 0.48%	3	793		43	105.4%	11,850
36	大分(D)	電気機械器具製造業等	832	835	3	0.36%	2	792		43	105.4%	13,440
37	福島(D)	電気機械器具製造業等	833	834	1	0.12%	2	800		34	104.3%	27,390
38	青森(D)	電気機械器具製造業等	829	833	◎ 4	◎ 0.48%	3	793		40	105.0%	6,620
39	東京(A)	電気機械・精密	829	829			0	1013	○			
40	島根(D)	電気機械器具製造業等	822	825	3	0.36%	2	792		33	104.2%	7,060
41	岩手(D)	電気機械器具製造業等	818	820	2	0.24%	3	793		27	103.4%	11,900
42	鹿児島(D)	電気機械器具製造業等	812	815	3	0.37%	3	793		22	102.8%	13,530
43	鳥取(D)	電気機械器具製造業等	807	809	2	0.25%	2	792		17	102.1%	8,210
44	宮崎(D)	電気機械器具製造業等	800	803	3	0.38%	3	793		10	101.3%	8,850
45	高知(D)	電気機械器具製造業等	793	793	★ 0	★ 0.00%	2	792				

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未済」も当該算定には含めず。

Table 1

Table 1. Summary of the results of the analysis of variance.

Source	df	MS	F	P
Between groups	3	12.5	1.2	0.32
Within groups	12	10.4		
Total	15			

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その1)

資料番号

NO. 3

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		6,900	4,060	58.8%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		20,600	8,285	40.2%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,900	11,455	50.0%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		9,600	7,748	80.7%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		16,000	5,491	34.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度 特定最低賃金改正決定申出状況(その2)

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労働者割合 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争	適用労働 者数(A)		現在の特定 最低賃額 (D)	比率 $\frac{(C)}{(D)} \times 100$
令和3年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 幸野 直通	○		4,060人	58.8%	980円	4円
					6,900人		976円	100.41%
令和3年6月29日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会・福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		8,285人	40.2%	987円	60円
					20,600人		927円	106.47%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		11,455人	50.0%	966円	22円
					22,900人		944円	102.33%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 佐藤 栄一	○		7,748人	80.7%	986円	45円
					9,600人		941円	104.78%
令和3年6月30日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,491人	34.3%	900円	11円
					16,000人		889円	101.24%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

令和3年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用労働者数	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最低賃金 (時間額) 令和2年度	協定最低賃金 (時間額) 令和元年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 本社・〇〇工場・〇〇工場	〇〇労働組合	令和3年3月30日	85 名	¥991	¥1,037	¥1,015
〇〇株式会社	〇〇グループ労働組合連合会 (〇〇労働組合 福岡・佐賀地区支部)	令和3年4月1日	478 名	¥1,070	¥1,066	¥1,060
	〇〇労働組合連合会 (〇〇労働組合 福岡支部)		509 名	¥1,070	¥1,066	¥1,060
	〇〇グループ労働組合連合会 (〇〇労働組合 福岡支部)		390 名	¥1,070	¥1,066	¥1,060
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月1日	508 名	¥1,038	¥1,039	¥1,046
〇〇株式会社	〇〇労働組合 (九州支部)	令和3年3月24日	145 名	¥1,002	¥1,002	¥1,007
〇〇株式会社 福岡地区事業所	〇〇労働組合 (福岡支部)	令和3年3月17日	427 名	¥1,061	¥1,058	¥1,052
株式会社〇〇 〇〇工場	〇〇労働組合 (〇〇支部)	令和3年5月10日	1,445 名	¥1,061	¥1,058	¥1,052
株式会社〇〇 〇〇工場			543 名	¥1,061	¥1,058	¥1,052
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年5月20日	398 名	¥1,165	—	—
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年5月1日	1,760 名	¥1,017	¥1,001	¥984
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年4月8日	397 名	¥1,019	¥1,029	¥1,027
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月16日	374 名	¥1,020	¥1,017	¥1,011
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和3年3月31日	234 名	¥1,056	¥1,062	¥1,064
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月2日	107 名	¥987	¥987	¥971
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年3月19日	121 名	¥1,030	¥1,030	¥981
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和3年4月1日	364 名	¥1,070	—	—
合計			8,285 名	最低: ¥987	最低: ¥987	最低: ¥971

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号

NO. 4-1

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

(1) 電機産業は、コロナ禍の厳しい状況を労使の懸命な努力で乗り越え、回復に向かってきました。とくに、電子部品・デバイス、情報通信機器機械器具などは、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するための、テレワーク・リモートワークを支えておりますし、今後は、DX、カーボンニュートラルなどの大変革にも積極的に対応する必要があります。

また、コロナ禍において、電子部品・デバイスの供給不足が深刻化しました。他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくためには、電機産業の現場力を支える人材を確保していかなければなりません。

(2) 産業界にふさわしい優秀な人材の確保のためには、電機産業で働く魅力を高めるとともに、特定(産業別)最低賃金の金額改正により産業全体の賃金の底上げをはかり、付加価値生産性に見合った人件費水準を実現することによって、サプライチェーンを含めた電機産業の健全かつ持続的な成長をはかっていかなければなりません。

したがって、これまで取り組んできた、地域間格差の是正、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上させる必要性、経済の好循環を生み出す必要性などから、特定(産業別)最低賃金の引上げの流れの継続性は、コロナ禍にあっても維持する必要があります。

(3) 特定(産業別)最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢(18歳未満、65歳以上は除外)や業務(主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。

(4) 2021年総合労働条件改善闘争(以下、2021年闘争)において、電機連合は定昇相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、1,000円の賃金水準改善(ベア)を実現することができました。

新型コロナウイルス感染症が社会全体に大きな影響を及ぼす状況下において、8年連続となる賃上げができたことは、懸命に事業を支えている組合員の期待に応え得るとともに、電機産業労使の社会的役割を果たし、社会に対して力強いメッセージを届けることができたものと考えます。この賃上げの結果を、特定(産業別)最低賃金に反映する必要があります。

(5) 2021年闘争の取り組みのなかで、電機連合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、500円の引上げをはかり、月額164,500円の水準となりました。

この水準の時間当たり換算額(中闘組合の月間所定労働時間の平均値154.903時間)は、約1,061円となります。

一方、福岡県の電機産業特定(産業別)最低賃金は927円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額1,061円の87%の水準にとどまっており、同じ電機産業で働く非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。

(6) 福岡県の電機産業の特定(産業別)最低賃金(927円)は、鉄鋼(976円)輸送用機械(944円)など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、リーディング産業にふさわしい賃金水準に引き上げるため、計画的な格差改善が求められます。

新型コロナウイルスから受ける影響の大きさが、産業・業種によって大きく異なる現下の状況下だからこそ、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定(産業別)最低賃金を、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで決定していくことが不可欠であると考えます。

以上のことから、今年度も特定(産業別)最低賃金改正の必要性を強く主張します。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

資料番号

NO. 4-2

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電気機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・日本経済は、新型コロナウイルス流行が甚大な影響により、2020年度の実質GDP成長率が、前年比▲4.6%となり、1955年の調査開始以来で最大の落ち込みとなった。

2021年1～3月期の実質GDPは、前期比▲1.0%、年率換算では▲3.9%となり、緊急事態宣言の再発令による外出自粛により個人消費が大きく減少し、三四半期ぶりに減少した。

・設備投資については、日本政策投資銀行が8月5日に発表した「設備投資計画調査」によると2021年度計画は、対前年比全産業で+12.6%の17兆9375億円となった。製造業は新型コロナウイルス前の伸び率を回復する一方、運輸やサービス業など非製造業は低調な計画となった。製造業では自動車部品などの輸送用機械や、半導体製造装置などの電気機械の回復が目立つ。デジタル化の加速を背景にデータセンター向けの半導体や環境に配慮した電気自動車向けの部品などの投資意欲が旺盛である。

さらに、雇用動向について、九州・沖縄の2020年度平均の有効求人倍率は1.05倍で、前年度を0.35ポイント下回った。下げ幅はリーマン・ショックによる落ち込みより大きく、1963年度の統計開始から過去最大

となり、全国の年度平均（1.10倍）を下回った。2021年6月の有効求人倍率は前月を0.02ポイント上回る1.14倍となったが、福岡県では新型コロナウイルスの感染再拡大でまん延防止等重点措置が適用されることから、再び不透明感が増している。

・電機産業の中小企業は、今後の動向に明るい兆しが見えず、中小企業庁の「中小企業景況調査（2021年4-6月期）」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI（前期比季調値）は全産業で▲28.2、製造業においては▲22.5と低下しており、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることが伺われる。

・2021年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、8年連続の賃金改善要求（水準改善2,000円以上）に対して、1,000円の水準改善の妥結となった。

また、産業別最低賃金（18歳見合い）については、2,000円の引き上げ要求に対して、500円の引き上げの164,500円となった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比▲0.14%の1.74%（全産業1.84%）であった。

・以上の通り、グローバル企業は世界経済の回復により、企業業績が復調しつつあるものの、海外で売り上げが立たない企業の業績は引き続き厳しい状況である。直近、7～8月での変異株による感染拡大と、ワクチン接種の混乱状況をみると、コロナ禍の終息はなお見通しづらい面がある。製造業では、半導体不足や原材料高騰といったリスクもあり、想定通りに利益を確保できるかは不透明である。

再び経済活動が制限される休業を継続する企業もある中、このような危機的な状況下において、企業の固定的な負担となる賃上げの判断については、極めて慎重に判断すべきである。

以 上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

資料番号

No.5

令和3年

福岡県賃金実態調査結果

(電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

目 次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（電気機械器具製造業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	7
4	令和3年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	8
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	9
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	10
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	11
6	最低賃金に関する基礎調査票	12

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E 28 (電子部品・デバイス・電子回路製造業)

E 29 (電気機械器具製造業)

E 30 (情報通信機械器具製造業)

} 常用労働者 100 人未満
規模の民営事業所

から、一定の方法により抽出した事業所とした。

4 調査対象期間及び労働者

令和 3 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30 人以上の規模の事業所については全労働者の 1 / 2 を調査対象労働者とした。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により 121 事業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

ただし、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別・規模別及び 1 時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9 人規模		10～29 人規模		30～99 人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
527	5098	328	674	126	1448	73	2977

※ 表中の事業所数は「平成 28 年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。

日本標準産業分類
(電気機械器具製造業関係)

【28 電子部品・デバイス・電子回路製造業】

280 管理, 補助的経済活動を行う事業所

2800 主として管理事務を行う本社等

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として, 自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務, 人事・人材育成, 総務, 財務・経理, 法務, 知的財産管理, 企画, 広報・宣伝, 調査・研究開発, 生産・プロジェクト管理, 不動産管理, 情報システム管理, 保有資機材の管理, 仕入・原材料購入, 役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

2809 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため, 同一企業の他事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務を行う事業所をいう。

281 電子デバイス製造業

2811 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

2812 光電変換素子製造業

主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。

2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く)

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

2814 集積回路製造業

主として半導体集積回路, 薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

主として液晶パネル, プラズマパネルなどを製造する事業所をいう。

282 電子部品製造業

2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品

主として抵抗器, コンデンサ, 変成器及び複合部品(回路の標準化に適合させるため, 従来の抵抗器, コンデンサなどの個別部品を一体化したものを)を製造する事業所をいう。

2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業

主としてスピーカ, マイクロホン, ヘッドホンなどの部品, 磁気ヘッド及び, 小形モータ(入力電力3ワット未満のもの)を製造する事業所をいう。

2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ, スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

283 記録メディア製造業

2831 半導体メモリメディア製造業

主として半導体メモリカード, メモリースティック, その他のメモリカードを製造する事業所をいう。

2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

主として記録する前の光ディスク, 磁気ディスク, 磁気テープ等を製造する事業所をいう。

284 電子回路製造業

2841 電子回路基板製造業

主として電子回路基板を製造する事業所をいう。

2842 電子回路実装基板製造業

主として電子回路実装基板(電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)を製造する事業所をいう。

285 ユニット部品製造業

2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット(受信用チューナ、受信用アンテナなど)及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

2859 その他のユニット部品製造業

主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器(電力用を除く)、磁性材部品(粉末や金によるもの)など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

【29 電気機械器具製造業】

290 管理、補助的経済活動を行う事業所

2900 主として管理事務を行う本社等

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより駆動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

2912 変圧器類製造業(電子機器用を除く)

主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

2913 電力開閉装置製造業

主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。

2914 配電盤・電力制御装置製造業

主として遮断器、電気制御装置及び避雷装置を製造する事業所をいう。

2915 配線器具・配線付属品製造業

主として配線器具(小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など)及び配線ばこ並びに部品(パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど)を製造する事業所をいう。

292 産業用電気機械器具製造業

2921 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。

2922 内燃機関電装品製造業

主として自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。

2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)

主として蓄電器(電子機器用を除く)、電気窯炉類、熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

293 民生用電気機械器具製造業

2931 ちゅう房機器製造業

主としてちゅう房機器を製造する事業所をいう。

2932 空調・住宅関連機器製造業

主として空調・住宅関連機器を製造する事業所をいう。

2933 衣料衛生関連機器製造業

主として衣料衛生関連機器を製造する事業所をいう。

2939 その他の民生用電気機械器具製造業

主として電気暖房器、理美容機器などのような他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

294 電球・電気照明器具製造業

2941 電球製造業

主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。

2942 電気照明器具製造業

主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなど及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。

295 電池製造業

2951 蓄電池製造業

主として蓄電池を製造する事業所をいう。

2952 一次電池(乾電池、湿電池)製造業

主として一次電池(乾電池、湿電池)を製造する事業所をいう。

296 電子応用装置製造業

2961 X線装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。

2962 医療用電子応用装置製造業

主として電子エネルギーを利用した医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。

2969 その他の電子応用装置製造業

主として粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

297 電気計測器製造業

2971 電気計測器製造業(別掲を除く)

主として電気計測器を製造する事業所をいう。

2972 工業計器製造業

主として温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所をいう。

2973 医療用計測器製造業

主として電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

299 その他の電気機械器具製造業

2999 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

【30 情報通信機械器具製造業】

300 管理，補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）

3000 主として管理事務を行う本社等

主として情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務，人事・人材育成，総務，財務・経理，法務，知的財産管理，企画，広報・宣伝，調査・研究開発，生産・プロジェクト管理，不動産管理，情報システム管理，保有資機材の管理，仕入・原材料購入，役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

3009 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として情報通信機械器具製造業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業

主として電話機，交換機，電信機，搬送装置，有線放送装置及びその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。

3012 携帯電話機・PHS電話機製造業

主として携帯電話機，PHS電話機を製造する事業所をいう。

3013 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線

応用機器を製造する事業所をいう。

3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。

3015 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道軌条の転てつ器，その他の分岐器を製造する事業所をいう。

3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置，警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。

302 映像・音響機械器具製造業

3021 ビデオ機器製造業

主として磁気録画装置（デジタルカメラを除く）又は画像再生装置を製造する事業所をいう。

3022 デジタルカメラ製造業

主としてデジタルカメラを製造する事業所をいう。

3023 電気音響機械器具製造業

主として録音装置，再生装置，拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。

303 電子計算機・同附属装置製造業

3031 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）

主としてデジタル形電子計算機（プログラム内蔵方式であって，プログラム言語を使用するものに限る）を製造する事業所をいう。

3032 パーソナルコンピュータ製造業

主として以下の電子計算機を製造する事業

所をいう。

3033 外部記憶装置製造業

主として中央処理装置(CPU)が入出力チャンネルを通してデータを書き込んだり、読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。

3034 印刷装置製造業

主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。

3035 表示装置製造業

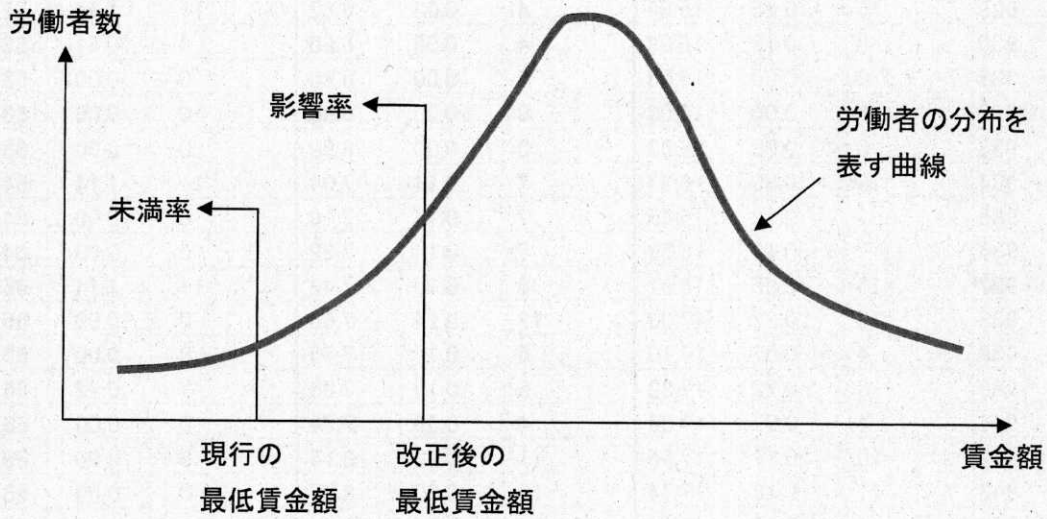
主として表示装置(CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなど)を製造する事業所をいう。

3039 その他の附属装置製造業

主としてスキャナー、端末装置、その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

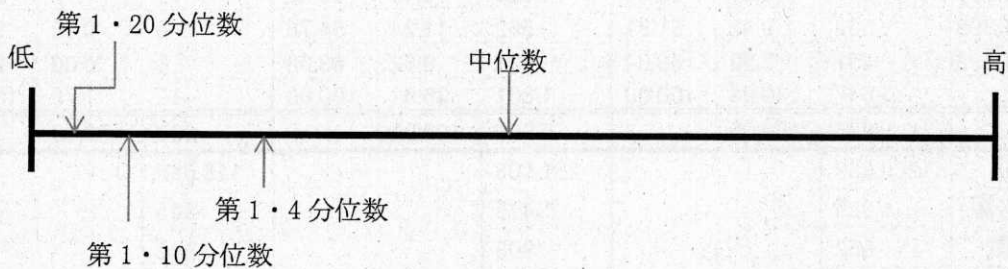
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和3年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積分 布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 926	755	12.66	12.66	320	6.40	6.40	435	45.03	45.03
927 ～ 927	174	2.92	15.57	13	0.26	6.66	161	16.67	61.70
928 ～ 928	4	0.07	15.64	4	0.08	6.74	0	0.00	61.70
929 ～ 929	15	0.25	15.89	4	0.08	6.82	11	1.14	62.84
930 ～ 930	8	0.13	16.03	4	0.08	6.90	4	0.41	63.25
931 ～ 931	0	0.00	16.03	0	0.00	6.90	0	0.00	63.25
932 ～ 932	0	0.00	16.03	0	0.00	6.90	0	0.00	63.25
933 ～ 933	0	0.00	16.03	0	0.00	6.90	0	0.00	63.25
934 ～ 934	18	0.30	16.33	7	0.14	7.04	11	1.14	64.39
935 ～ 935	7	0.12	16.45	7	0.14	7.18	0	0.00	64.39
936 ～ 936	7	0.12	16.56	7	0.14	7.32	0	0.00	64.39
937 ～ 937	15	0.25	16.81	5	0.10	7.42	11	1.14	65.53
938 ～ 938	13	0.22	17.03	12	0.24	7.66	0	0.00	65.53
939 ～ 939	4	0.07	17.10	5	0.10	7.76	0	0.00	65.53
940 ～ 940	13	0.22	17.32	5	0.10	7.86	7	0.72	66.25
941 ～ 941	4	0.07	17.38	4	0.08	7.94	0	0.00	66.25
942 ～ 942	10	0.17	17.55	11	0.22	8.16	0	0.00	66.25
943 ～ 943	11	0.18	17.74	10	0.20	8.36	0	0.00	66.25
944 ～ 944	4	0.07	17.80	4	0.08	8.44	0	0.00	66.25
945 ～ 945	7	0.12	17.92	7	0.14	8.58	0	0.00	66.25
946 ～ 946	4	0.07	17.99	4	0.08	8.66	0	0.00	66.25
947 ～ 947	7	0.12	18.11	7	0.14	8.80	0	0.00	66.25
948 ～ 948	0	0.00	18.11	0	0.00	8.80	0	0.00	66.25
949 ～ 949	11	0.18	18.29	7	0.14	8.94	4	0.41	66.67
950 ～ 950	50	0.84	19.13	13	0.26	9.20	37	3.83	70.50
951 ～ 951	0	0.00	19.13	0	0.00	9.20	0	0.00	70.50
952 ～ 952	19	0.32	19.45	18	0.36	9.56	0	0.00	70.50
953 ～ 953	0	0.00	19.45	0	0.00	9.56	0	0.00	70.50
954 ～ 954	3	0.05	19.50	0	0.00	9.56	4	0.41	70.91
955 ～ 955	22	0.37	19.87	5	0.10	9.66	17	1.76	72.67
956 ～ 956	0	0.00	19.87	0	0.00	9.66	0	0.00	72.67
957 ～ 957	5	0.08	19.95	5	0.10	9.76	0	0.00	72.67
958 ～ 958	0	0.00	19.95	0	0.00	9.76	0	0.00	72.67
959 ～ 999	267	4.48	24.43	175	3.50	13.26	92	9.52	82.19
1,000 ～ 1,099	626	10.49	34.92	504	10.08	23.34	121	12.53	94.72
1,100 ～ 1,199	502	8.42	43.34	486	9.72	33.06	17	1.76	96.48
1,200 ～ 1,299	540	9.05	52.39	523	10.46	43.52	17	1.76	98.24
1,300 ～ 1,399	562	9.42	61.81	562	11.24	54.76	0	0.00	98.24
1,400 ～ 1,499	431	7.23	69.04	431	8.62	63.38	0	0.00	98.24
1,500 ～	1,847	30.96	100.00	1,831	36.62	100.00	17	1.76	100.00
計	5,965	100.00		5,000	100.00		966	100.00	
月平均賃金額	230,339			251,906			118,689		
時間当たり平均額	1,389			1,475			945		
第1・20分位数	852			903			842		
第1・10分位数	900			960			845		
第1・4分位数	1,000			1,120			870		
中位数	1,273			1,355			927		

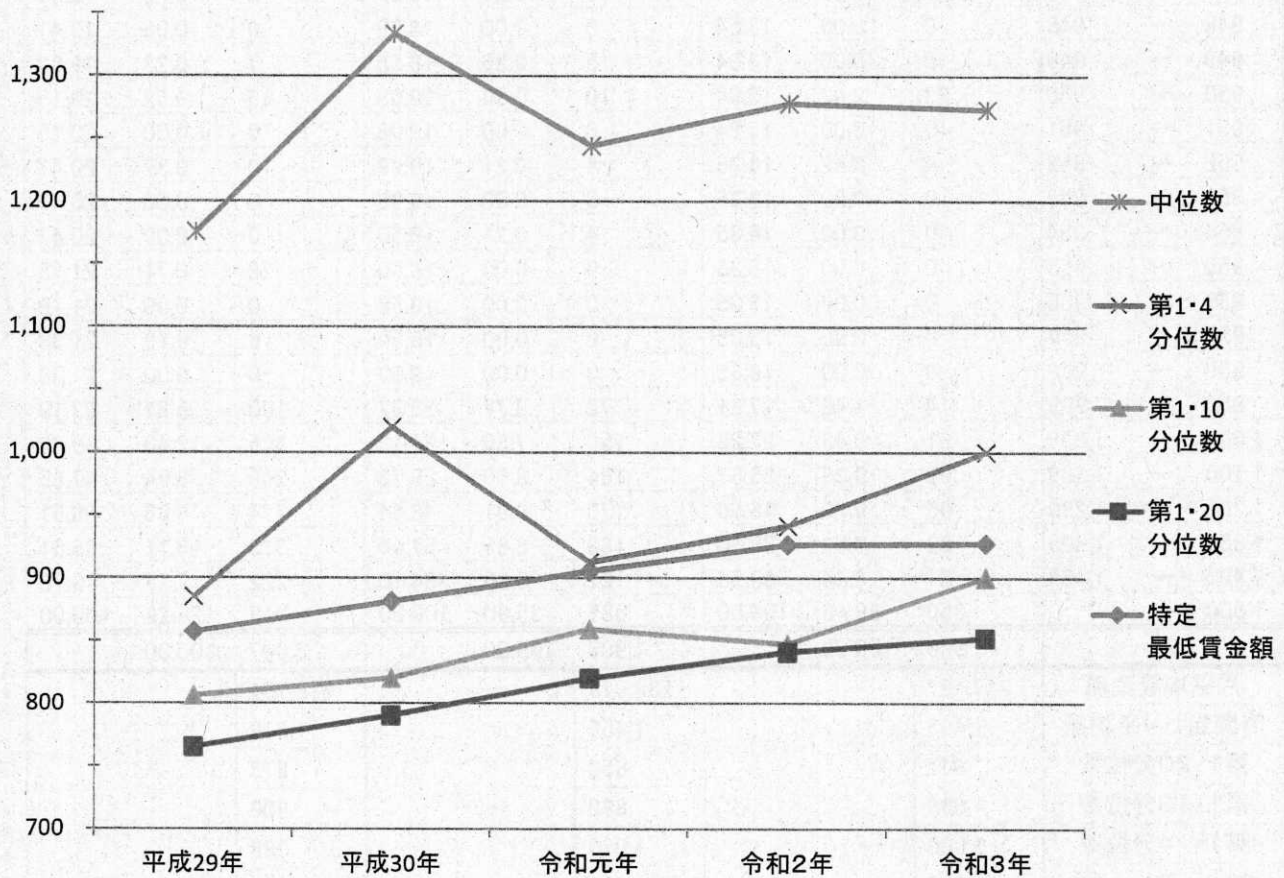
令和3年 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1~9人			10~29人			30~99人		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
~ 926	124	12.92	12.92	247	12.95	12.95	385	12.43	12.43
927 ~ 927	0	0.00	12.92	74	3.88	16.82	99	3.20	15.63
928 ~ 928	0	0.00	12.92	0	0.00	16.82	4	0.13	15.76
929 ~ 929	0	0.00	12.92	4	0.21	17.03	11	0.36	16.11
930 ~ 930	0	0.00	12.92	4	0.21	17.24	4	0.13	16.24
931 ~ 931	0	0.00	12.92	0	0.00	17.24	0	0.00	16.24
932 ~ 932	0	0.00	12.92	0	0.00	17.24	0	0.00	16.24
933 ~ 933	0	0.00	12.92	0	0.00	17.24	0	0.00	16.24
934 ~ 934	0	0.00	12.92	0	0.00	17.24	18	0.58	16.82
935 ~ 935	0	0.00	12.92	0	0.00	17.24	7	0.23	17.05
936 ~ 936	0	0.00	12.92	0	0.00	17.24	8	0.26	17.31
937 ~ 937	0	0.00	12.92	0	0.00	17.24	15	0.48	17.79
938 ~ 938	3	0.31	13.23	2	0.10	17.35	7	0.23	18.02
939 ~ 939	0	0.00	13.23	0	0.00	17.35	4	0.13	18.15
940 ~ 940	0	0.00	13.23	8	0.42	17.77	5	0.16	18.31
941 ~ 941	0	0.00	13.23	0	0.00	17.77	5	0.16	18.47
942 ~ 942	0	0.00	13.23	3	0.16	17.92	7	0.23	18.70
943 ~ 943	3	0.31	13.54	0	0.00	17.92	7	0.23	18.92
944 ~ 944	0	0.00	13.54	3	0.16	18.08	0	0.00	18.92
945 ~ 945	0	0.00	13.54	0	0.00	18.08	7	0.23	19.15
946 ~ 946	0	0.00	13.54	4	0.21	18.29	0	0.00	19.15
947 ~ 947	0	0.00	13.54	0	0.00	18.29	8	0.26	19.41
948 ~ 948	0	0.00	13.54	0	0.00	18.29	0	0.00	19.41
949 ~ 949	0	0.00	13.54	5	0.26	18.55	7	0.23	19.63
950 ~ 950	23	2.40	15.94	10	0.52	19.08	16	0.52	20.15
951 ~ 951	0	0.00	15.94	0	0.00	19.08	0	0.00	20.15
952 ~ 952	4	0.42	16.35	4	0.21	19.29	10	0.32	20.47
953 ~ 953	0	0.00	16.35	0	0.00	19.29	0	0.00	20.47
954 ~ 954	0	0.00	16.35	4	0.21	19.50	0	0.00	20.47
955 ~ 955	0	0.00	16.35	0	0.00	19.50	22	0.71	21.18
956 ~ 956	0	0.00	16.35	0	0.00	19.50	0	0.00	21.18
957 ~ 957	0	0.00	16.35	0	0.00	19.50	6	0.19	21.38
958 ~ 958	0	0.00	16.35	0	0.00	19.50	0	0.00	21.38
959 ~ 999	14	1.46	17.81	72	3.77	23.27	180	5.81	27.19
1,000 ~ 1,099	91	9.48	27.29	150	7.86	31.13	385	12.43	39.62
1,100 ~ 1,199	90	9.38	36.67	164	8.60	39.73	249	8.04	47.66
1,200 ~ 1,299	95	9.90	46.56	170	8.91	48.64	274	8.85	56.51
1,300 ~ 1,399	82	8.54	55.10	168	8.81	57.44	313	10.11	66.61
1,400 ~ 1,499	81	8.44	63.54	127	6.66	64.10	222	7.17	73.78
1,500 ~	350	36.46	100.00	685	35.90	100.00	812	26.22	100.00
計	960	100.00		1,908	100.00		3,097	100.00	
月平均賃金額	247,487			238,978			219,701		
時間当たり平均額	1,493			1,450			1,319		
第1・20分位数	841			850			875		
第1・10分位数	898			880			900		
第1・4分位数	1,080			1,020			989		
中位数	1,332			1,310			1,230		

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特 定 最低賃金額	第1・20 分位数	第1・10 分位数	第1・4 分位数	中位数	未満率	影響率
平成29年	857	765	806	885	1,175	18.2%	24.81%
平成30年	881	790	820	1,020	1,333	13.7%	17.18%
令和元年	905	820	859	912	1,244	13.5%	28.88%
令和2年	926	841	847	941	1,278	20.8%	21.62%
令和3年	927	852	900	1,000	1,273	12.66%	—
前年比 増減	1	11	53	59	-5		

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(全労働者)



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金				
業種					
現行の最低賃金額	時間額			927円	
未満率	12.66%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	928	15.57	929
2	2	0.22	929	15.64	933
3	3	0.32	930	15.89	948
4	4	0.43	931	16.03	956
5	5	0.54	932	16.03	956
6	6	0.65	933	16.03	956
7	7	0.76	934	16.03	956
8	8	0.86	935	16.33	974
9	9	0.97	936	16.45	981
10	10	1.08	937	16.56	988
11	11	1.19	938	16.81	1,003
12	12	1.29	939	17.03	1,016
13	13	1.40	940	17.10	1,020
14	14	1.51	941	17.32	1,033
15	15	1.62	942	17.38	1,037
16	16	1.73	943	17.55	1,047
17	17	1.83	944	17.74	1,058
18	18	1.94	945	17.80	1,062
19	19	2.05	946	17.92	1,069
20	20	2.16	947	17.99	1,073
21	21	2.27	948	18.11	1,080
22	22	2.37	949	18.11	1,080
23	23	2.48	950	18.29	1,091
24	24	2.59	951	19.13	1,141
25	25	2.70	952	19.13	1,141
26	26	2.80	953	19.45	1,160
27	27	2.91	954	19.45	1,160
28	28	3.02	955	19.50	1,163
29	29	3.13	956	19.87	1,185
30	30	3.24	957	19.87	1,185

※ 市区町村番号

※ 事業所番号

※ 産業分類番号
大 中 小 細

※ 事業所
電話番号

※ 対象
区分

最低賃金に関する基礎調査票

(令和3年6月)

厚生労働省 秘



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- ※欄は記入しないでください。
- 令和3年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和3年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
- 記入にあたっては、 (太線) の中について記入して下さい。
イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を○のように○で囲んでください。
(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含まれます。
イ. 事業主、社長、ロ. 理事、取締役などの役員、ハ. 家族従業員
(注2) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。

個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

1. 事業所に関する事項(注)

事業所の労働者数(注1) (臨時、パートを含む) 令和3年6月1日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。

(1) 連番 10人目以降は十の位を記入してください。	(2) 労働者番号 (番号、記号、氏名(イニシヤル)等)の方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますので、お尋ねするようになっているようにしてください。	(3) 性別 男 女	(4) 就業形態 1: パート 2: 一般	(5) 年齢 月日 歳	(6) 勤続年数 3月1日以前 3月1日以後 6月1日以前 6月1日以後 令和3年6月1日現在	(7) 職種又は仕事の内容 「※対象区分」が2の事業所のみ記入してください。 例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃、片付け、洗浄、選別、はんだ付けなどと具体的に記入してください。 なお、技能習得中の場合(技能習得中)と記入してください。	(8) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額 賃金形態が月給なら月額を、日給なら日額を、時間給なら時間額を、記入してください。 ・ 兼職することなく働いた場合(出来高制の場合は通常の標準働いた場合に支払われるべき金額を記入してください)。 月 日 給 1 2 3			6月分の諸手当(月額)			(14) 1日の所定労働時間 休憩時間を除く。	※ 事務処理欄
							(9) 精皆勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(10) 通勤手当 支給がない場合は0を記入してください。	(11) 家族手当 支給がない場合は0を記入してください。	(12) その他の手当 ただし、賞与、臨時手当、山手金、退職金、休日手当、休日労働を含め支給がない場合は0を記入してください。	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円		
1		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
2		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
3		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
4		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
5		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
6		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
7		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
8		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
9		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									
0		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6									

(注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。